鹿児島市営住宅募集の手引き

★申込書を記入する前に必ずお読みください。

市営住宅募集受付月は、６月・９月・１２月・３月です。

申込受付日、募集住宅等が記載された『**鹿児島市営住宅募集案内書**』及び『**入居申込書**』は、各募集月の1日から配布します。

【配布場所】
鹿児島市役所、各支所、各市民サービスステーション
（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター 市営管理課

― 目　　次 ―

１．市営住宅をお申込みの皆様へ ……P. 1
２．申込資格……P. 1～5
３．申込方法……P. 6
４．募集する住宅……P. 6
５．抽せん……P. 7
６．仮当選、補欠当選……P. 7
７．入居契約……P. 8
８．インターネットによる市営住宅の情報提供 ……P. 8

【問い合わせ先】
鹿児島市営住宅指定管理者
（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター　市営管理課（以下、「住宅センター」）
〒８９２-８６７７　鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市役所　東別館４階　　電話（直通）０９９-８０８-７５０２

【鹿児島市ホームページ】

URL http://www.city.kagoshima.lg.jp/
『 トップページ　＞　暮らし　＞　生活・住まい　＞　市営住宅 』

１．　市営住宅をお申込みの皆様へ

市営住宅は、鹿児島市が公営住宅法等に基づいて、住宅に困窮する市民の方々に、健康で文化的な生活を営んでいただくために、国の補助を受けて建設した市民の大切な共有財産です。

市営住宅の入居申込については様々な条件がありますので、申込書を記入する前に、この手引きを必ずお読みください。

また、団地の生活は共同住宅ですので、皆様に明るく快適な生活を送っていただくために、入居にあたっていくつかの約束事があります。

・**犬・猫・鳥等、ペットの飼育はできません。**また、団地内で動物に餌を与えてはいけません。

・入居者は福祉会等（住宅の自治会）に加入していただき、良好な住環境の維持管理のため、清掃・除草等の活動を行っていただきます。

※なお、**空き家住宅は**以前に他の方が入居していた住宅です。最低限度の原状回復を行っていますが、**新築住宅のような状態ではないことを、あらかじめご了承ください。**

２．　申　込　資　格

（１）　２人以上で申込みできる住宅

■ 一般住宅の申込資格

① 住宅に困っていることが明らかであること。

② 入居を希望する方全員が持ち家、貸家等を所有していないこと。（取壊し、競売落札、売買契約成立、所有権移転等により家を手放すことが決まっていて、その証明書を提出できる方はご相談ください。）

③ 現に同居し、又は同居しようとする親族等〔親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。）又は事実上親族と同様の事情にある者として規則で定める者。以下、同じ。〕があること。

ただし、婚約中でお申込みの方は、入居契約までに婚姻届受理証明書が提出できること。

※ 家族を故意又は不自然に分割し、又は合併しての申込みはできません。

別居していても、戸籍上婚姻関係にある場合は、夫婦（家族）としての取扱いになります。

離婚予定での申込の場合、条件付での受付となります。詳しくはお問い合わせください。

※ 離婚調停裁判中の方、又はＤＶ被害者の方はご相談ください。

④ 鹿児島市営住宅や鹿児島市内の県営住宅の名義人となっていないこと。

（シルバーハウジング又は既存集落活性化住宅、地域活性化住宅への申込みを除く。）

⑤ 入居しようとする世帯員全員の所得をもとに算出した「収入月額」（P．４～５参照）が収入基準額内であること。

⑥ 申込者及び同居者が暴力団員でないこと。（契約前に関係機関に照会して確認します。）

⑦ 家賃滞納等のため、訴訟等で市営住宅を明渡した方や、現在、市営住宅明渡し請求手続中の方、入居する世帯員の中に市営住宅の家賃滞納者がいないこと。

■ パートナーシップ宣誓制度開始に伴う入居者資格の変更について

令和４年２月２２日から、本市のパートナーシップ宣誓制度に基づき宣誓をされた方も、鹿児島市営住宅の入居者募集に申込みできるようになりました。

■ 外国人の方の申込みについて

外国人の方の鹿児島市営住宅への入居については、永住許可を受けた方、特別永住者、中長期在留者について入居申込を認めることとしております。（これ以外の外国人の方の入居申込は、原則として認めることができません。）

■ 特定目的住宅等の申込資格　２人以上の世帯向け

左記の『一般住宅の申込資格』のほか、次の条件を備えていなければなりません。

目的別	申込みの条件　２人以上の世帯向け
高齢者世帯向住宅	申込者が６０歳以上で、同居者が次のいずれかに該当する者の世帯 ①配偶者　②１８歳未満の子供　③６０歳以上の方 ④次の手帳等の交付を受けている方 ・ 身体障害者手帳（１級から４級） ・ 精神障害者保健福祉手帳（１級から２級） ・ 療育手帳（Ａ１からＢ１）
心身障害者世帯向住宅	申込者もしくは現に同居し、又は同居しようとする者が、次のいずれかに該当する世帯 ①次の手帳等の交付を受けている方 ・身体障害者手帳（１級から４級） ・精神障害者保健福祉手帳（１級から２級） ・療育手帳（Ａ１からＢ１） ②戦傷病者手帳（第１款症以上の戦傷病者）等の交付を受けている方
母子・父子世帯向住宅	配偶者（内縁の夫・妻又は婚約者を含む）のない者が、現に２０歳未満の子供を同居扶養していること。
新婚・子育て世帯向住宅	新婚世帯、又は中学生以下の子供がいる世帯 ※新婚世帯とは、結婚後３年以内の若い夫婦、又は結婚予定であること。
多子世帯向住宅	１８歳未満の子供が３人以上いる世帯
車イス用住宅	申込者もしくは現に同居し、又は同居しようとする者が、現に車イスを使用していること。
多数回申込者世帯向住宅	申込者の申込回数が２０回目以上であること。
シルバーハウジング	次のいずれかに該当する世帯 ①６０歳以上の方のみの世帯　②障害者のみの世帯 ③障害者とその配偶者のみの世帯　④障害者と６０歳以上の方のみ世帯 ⑤６０歳以上の方とその配偶者のみの世帯 ※障害者とは、次の手帳等の交付を受けている方です。 ・身体障害者手帳（１級から４級） ・精神障害者保健福祉手帳（１級から３級） ・療育手帳（Ａ１からＢ２） ※現在、シルバーハウジング以外の鹿児島市営住宅や鹿児島市内の県営住宅に入居されている方も申込条件が備われば申込むことができます。
既存集落活性化住宅 地域活性化住宅	小学生以下の子供がいる世帯、又は若い夫婦の世帯 ※現在、既存集落活性化住宅・地域活性化住宅以外の鹿児島市営住宅や鹿児島市内の県営住宅に入居されている方も申込条件が備われば申込むことができます。 **※定期借家制度（期限付入居）**を適用する住宅です。 契約期間は、**１５年間又は現に同居している末子が中学校を卒業するまでの間のいずれか長い方**となります。期限満了時、又は子が中学校を卒業する年度の３月以降に他の市営住宅に住替えができます。
子育て仕様住戸・支援住宅	小学校就学前の子供がいる世帯 **※定期借家制度（期限付入居）**を適用する住宅です。 契約期間は、現に同居している**末子が小学校を卒業するまで**となります。期限満了時に他の市営住宅に住替えができます。

（２） 単身で申込みできる住宅

■ 特定目的住宅等の申込資格 単身世帯向け

① 住宅に困っていることが明らかであること。

② 入居を希望する方が持ち家、貸家等を所有していないこと。（取壊し、競売落札、売買契約成立により家を手放すことが決まっていて、その証明書を提出できる方はご相談ください。）

③ 現に同居し、又は同居しようとする親族等がいないこと。

※ 家族を故意又は不自然に分割しての申込みはできません。

別居していても、戸籍上婚姻関係にある場合は、夫婦（家族）としての取扱いになります。

離婚予定での申込の場合、条件付での受付となります。詳しくはお問い合わせください。

※ 離婚調停裁判中の方、又はＤＶ被害者の方はご相談ください。

④ 鹿児島市営住宅や鹿児島市内の県営住宅の名義人となっていないこと。
（シルバーハウジングへの申込みを除く。）

⑤ 申込者の所得をもとに算出した「収入月額」（P. ４～５参照）が収入基準額内であること。

⑥ 申込者が暴力団員でないこと。（契約前に関係機関に照会して確認します。）

⑦ 家賃滞納等のため、訴訟等で市営住宅を明渡した方や、現在、市営住宅明渡し請求手続中の方、市営住宅の家賃滞納者でないこと。

目的別	申込みの条件 単身世帯向け
単身者向住宅	次のいずれかに該当し、一人で生活できる方に限ります。 介護事情が充実している方はご相談ください。 ①６０歳以上の方 ②次の手帳等の交付を受けている方 ・身体障害者手帳（１級から４級） ・精神障害者保健福祉手帳（１級から３級） ・療育手帳（Ａ１からＢ２） ③生活保護を受けている方 ④ＤＶ被害者（７ページの5. ⑵ＤＶ被害者について に記載の証明書が必要です。） ※下記のいずれかに該当される方はご相談ください。 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等
高齢者世帯向住宅	６０歳以上の単身者のうち、一人で生活できる方に限ります。
心身障害者世帯向住宅	次の手帳等の交付を受けている方で、一人で生活できる方に限ります。 ①身体障害者手帳（１級から４級） ②精神障害者保健福祉手帳（１級から２級） ③療育手帳（Ａ１からＢ１） ④戦傷病者手帳（第１款症以上の戦傷病者）等の交付を受けている方
車イス用住宅	『単身者向住宅』の申込資格の条件を備え、申込者が現に車イスを使用していること。
多数回申込者向住宅	『単身者向住宅』の申込資格の条件を備え、申込者の申込回数が２０回目以上であること。
シルバーハウジング	次のいずれかに該当し、一人で生活できる方に限ります。 ①６０歳以上の単身世帯 ②次の手帳等の交付を受けている方 ・身体障害者手帳（１級から４級） ・精神障害者保健福祉手帳（１級から３級） ・療育手帳（Ａ１からＢ２） ※現在、シルバーハウジング以外の鹿児島市営住宅や鹿児島市内の県営住宅に入居されている方も申込条件が備われば申込むことができます。

（３） 収入基準

市営住宅の入居申込みには、世帯の「収入月額」が基準内であることが必要です。
「収入月額」の算定等につきましては、次の（４）を参照してください。

住宅の種類	収入月額	備考
公営住宅(一般階層)	**158,000円以下**	【裁量階層に該当する世帯】次のいずれかに該当 ①小学生以下の子供がいる ②入居者または同居者が次の認定等を受けている a 身体障害者手帳１級～4 級 b 精神障害者保健福祉手帳１級～2 級 c bに規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者 ③申込者が60歳以上で、同居しようとする者全員が60歳以上または18歳未満 ※他に、戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者等に該当する方はご相談ください。 ※裁量階層で入居する場合、家賃の額が募集案内書に記載している額より高くなる場合があります。
公営住宅(裁量階層)	214,000円以下	
改良･更新住宅 (一般階層)	114,000円以下	
改良･更新住宅 (裁量階層)	139,000円以下	
特定公共賃貸住宅 (中堅所得者向住宅)	158,000円以上 487,000円以下	主たる所得者が50歳未満の場合、収入月額 104,000 円以上、487,000 円以下で申込みできます。

（４） 収入月額

① 収入月額の算定

「**収入月額**」とは、年間総所得額(入居しようとする世帯員全員の１年分の所得の合計)から、諸控除額の合計を差引いた額を、１２で割った金額です。これは、関係法令等に基き算出するもので、一般に言われる「手取り」などとは異なります。
所得及び控除等については次の「②所得額の算出」及び「③控除額」を参照してください。

収入月額 ＝（ 所得額 － 控除額 ）÷ １２

② 所得額の算出

【給 与 所 得】

給与所得とは、給料、賃金、賞与等の給与に係る所得で、その額は支払金額から給与所得控除額等を差引いて算出された金額です。(**源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」**) なお、年の途中で就職、転職等をされている場合は計算が異なります。

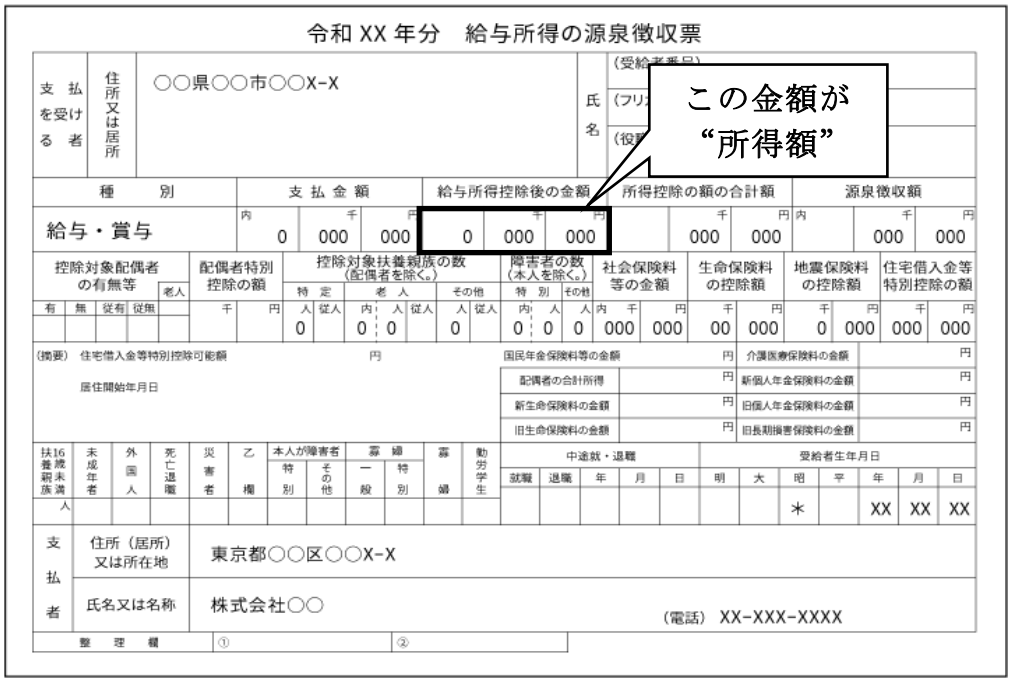

【年 金 所 得】

公的年金等の源泉徴収票に記載されている「支払金額」の合計額から、公的年金等控除額を差引いたものが、年金所得となります。所得の区分としては「雑所得」にあたります。

◎ 年金所得の額 ＝ 年金の支払金額（年金収入）－ 公的年金等控除額（Ｂ）

年　齢	年金の支払金額 （年金収入）	公的年金等控除額（Ｂ） 公的年金所得以外の合計所得額 1,000 万円以下
６５歳未満	１３０万円以下	支払金額 － 600,000 円
６５歳以上	３３０万円未満	支払金額 － 1,100,000 円

※年金の支払金額について、６５歳未満の方で１３０万円を超える方及び６５歳以上で３３０万円を超える方については計算方法が異なります。

③ 控 除 額

控除種別	控 除 対 象 者 の 範 囲・条件等	控　除　額
基礎控除振替	給与所得者及び公的年金所得者 ※事業所得者は該当しない	本人の所得から １０万円まで
同居親族控除	申込者以外の同居予定者及び別居中の扶養親族が対象	３８万円
老人扶養控除	７０歳以上の扶養親族・配偶者	１０万円
特定扶養控除	１６歳以上２３歳未満の扶養親族（配偶者除く）	２５万円
ひとり親控除	現に婚姻をしておらず、生計を一にする子がいる者など	本人の所得から ３５万円まで
寡婦控除	夫と死別または離婚したのち婚姻をしていない者など	本人の所得から ２７万円まで
特別障害者控除	身体障害１～２級、精神障害１級、 療育手帳保持者（Ａ１～Ａ２）	４０万円
普通障害者控除	身体障害３～６級、精神障害２～３級、 療育手帳保持者（Ｂ１～Ｂ２）	２７万円

※控除額は１人あたりの金額です。
※控除の範囲条件等は、基本的な内容のみ掲載しており、該当しない場合があります。

④ 計 算 例

【計算例１：３人世帯】

名義人　給与収入 2,800,000 円/年間 ⇒ 給与所得控除後の額(所得額):1,880,000 円
妻　　パート　　900,000 円/年間 ⇒ 給与所得控除後の額(所得額): 350,000 円
長男　高校2年(17 歳)

本人の所得　妻の所得　基礎控除振替　同居親族控除　特定扶養控除　収入月額
[{(1,880,000＋350,000)}－{(100,000×2 人)+(380,000×2 人)＋250,000)}]÷12＝**85,000 円**

⇒以上より、収入月額が公営住宅の収入基準の額 158,000 円を下回るため入居申込可能

【計算例２：単身世帯】

名義人(67 歳、身体障害 2 級)
・年金収入　900,000 円/年間 ⇒ 公的年金等控除後の額(所得額):　0 円
・給与収入 1,100,000 円/年間 ⇒ 給与所得控除後の額(所得額): 550,000 円

本人の所得　基礎控除振替　特別障害者控除　収入月額
{ 550,000 － (100,000 + 400,000) } ÷ 12 ＝ **4,166 円**

⇒以上より、収入月額が公営住宅(裁量階層)の収入基準の額 214,000 円を下回るため入居申込可能

３．　申　込　方　法

（１）申込方法・・・受付会場・郵送・インターネットにて申込みできます

■ 別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に掲載します。

市営住宅募集受付は、６月・９月・１２月・３月の年４回行います。

『鹿児島市営住宅募集案内書』及び『入居申込書』は、各募集月の１日から配布します。

■ 申込みに必要なもの

① 鹿児島市営住宅入居申込書

必要事項を記入し、申込者又は同居者が申込んでください。

※申込世帯の状況等を熟知している方を、代理人として申込みできます。

② 市営住宅入居申込抽せん番号票（ハガキ）

①②は別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に添付しています。（インターネット申込の場合は不要）

③ 前回申込時の市営住宅入居申込抽せん番号票（ハガキ）

紛失した方は受付会場にてご相談ください。

※前回の申込みから１年を経過している方、前回の仮当選を辞退された場合や、受付時に抽せん番号票（ハガキ）の添付がなかった場合は、今回が１回目となります。

（２）注意事項

■ 申込受付日の受付時間以外は受付しておりません。

各会場では、混雑時は整理券を発行し、番号順に受付しております。申込者が多い場合は申込受付に時間がかかりますのでご了承ください。また、申込書の記入を終えてから受付にお越しください。

■ 申込者が名義人となります。名義人を変更することはできません。

■ 申込みは、１世帯１住宅で、複数の住宅の申込みはできません。

・入居申込書の記載内容が事実と相違したり、重複して申込みされると失格となります。

・名義人を替えて複数の住宅を申込むこともできません。

■ 入居する家族は、出生した場合を除き、入居申込書に記載された方以外は入居できません。

なお、入居契約までに同居者の異動等により、単身となった方も入居できません。

■ 結婚予定で申込みできるのは、入居契約までに婚姻届受理証明書を住宅センター市営管理課へ提出できる方のみです。

■ 申込者及び同居者が暴力団　員である場合は、申込みできません。

入居後に、名義人又は同居者が暴力団員であることが判明した場合、又は暴力団員となった場合は、退去していただきます。

４．　募集する住宅

■ 募集する住宅については、別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に掲載しています。

■ 市営住宅は、居住する場所（棟、部屋）の確保を優先して建設しているため、住宅によって駐車場の数に差があります。このため、全ての入居者に駐車場が確保されているわけではありません。また、空き駐車場があったとしても、駐車できるのは１戸につき１台のみです。

ツインハウス南林寺・星ケ峯みなみ台以外は、各住宅の自動車保管場所管理組合が駐車場を管理しています。詳しくは、入居契約説明会後、個別に入居先の自動車保管場所管理組合へお問い合わせください。

５．　抽　せ　ん

（1）抽せん番号について

申込回数に応じて、抽せん番号を増やします。

申込回数	１～４回目	５～８回目	９回目以上
抽せん番号の数	１つ	２つ	３つ

※ただし、前回の申込みから１年を経過している方、前回の仮当選を辞退した方、受付時に抽せん番号票（ハガキ）を添付されなかった場合は１回目となります。

（2）ＤＶ被害者について

DV 被害者は、抽せん番号を１つ増やします。ただし、抽せん番号数の上限は３つです。

【申込受付時の必要書類】次のうちいずれか１つ

- 婦人相談所による一時保護終了後５年未満である証明書
- 婦人保護施設による保護または母子生活支援施設による保護終了後５年未満である証明書
- 裁判所の保護命令日後５年未満である証明書
- 婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
- 配偶者暴力対応機関による「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」

（3）合併５町の住宅について

合併５町内（桜島・吉田・喜入・松元・郡山地域）の一部の住宅について、新婚・子育て世帯（新婚世帯又は中学生以下の子供がいる世帯）に該当する方が申込む場合、抽せん番号を１つ増やします。ただし、抽せん番号の上限は３つです。

（4）その他

■ 募集戸数に応じて、補欠者を登録します。
■ 抽せんは公開抽せんで行い、当選された方を仮当選者として登録します。
■ 当日、抽せん会場に来場された方の中から、代表者に抽せんのお手伝いをしていただきます。
なお、抽せん会への出欠は、当落に関係ありません。

（5）　抽せん結果の確認方法

■ 抽せん会終了後約１０日間、住宅センター市営管理課（鹿児島市役所東別館４階）の廊下に掲示します。抽せん日の翌日から、各支所窓口でも確認できます。（土日・祝日を除く）
■ 抽せん日の翌日から、鹿児島市ホームページに掲載します。

URL（ http://www.city.kagoshima.lg.jp/ ）
『 トップページ　＞　暮らし　＞　生活・住まい　＞　市営住宅 』

６．　仮当選、補欠当選

■ 仮当選された方には、住宅センター市営管理課より文書（「入居資格審査のお知らせ」）を発送します。
■ 仮当選者は、入居者資格確認のため、資格審査書類（住民票、収入証明書、資産証明書、健康保険証、各種手帳など）を提出していただきます。
■ 資格審査の結果、入居者資格を満たさない場合や、資格審査に必要な書類の提出期限を過ぎた場合、仮当選は無効となります。
■ 資格審査の結果、入居者資格を満たした方々に入居契約説明会を開きます。
契約に必要な書類や保証人等について説明します。また、家賃や部屋番号を通知します。
※ 当選者から、入居する住宅の棟や階、間取りなどを指定することはできません。
※ 家賃は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・築年数などに応じて毎年度決定します。
■ 補欠当選の方は、仮当選者が辞退、又は当選無効となったとき、仮当選へ繰上ります。その際は住宅センター市営管理課より通知します。

７．　入居契約

■ 契約には、敷金（家賃の３か月分）と、日割家賃が必要です。
■ 契約には、連帯保証人１名（一定の給与収入、年金収入、事業所得のある方）を立てていただきます。
連帯保証人には、印鑑証明書と給与支払い証明書等を提出してもらいます。
なお、申込世帯員（入居予定者）や市営住宅の入居者等は連帯保証人になることはできません。
■ 連帯保証人を立てられない方は、鹿児島市が協定を結んだ家賃債務保証法人による保証も可能です。
ただし、保証法人による審査があります。
■ 入居者は、家賃の他に駐車場代、共益費（階段灯・エレベーター使用等の電気代、共同水道使用料など）の負担があります。金額は各住宅の福祉会（町内会）で設定しています。
■ 契約時に提出していただいた書類はお返しできません。

８．　インターネットによる市営住宅の情報提供

外観写真については、一部の住宅を撮影しているため、募集住宅と違う場合があります。

URL http://www.city.kagoshima.lg.jp/
『 トップページ　＞　暮らし　＞　生活・住まい　＞　市営住宅 』

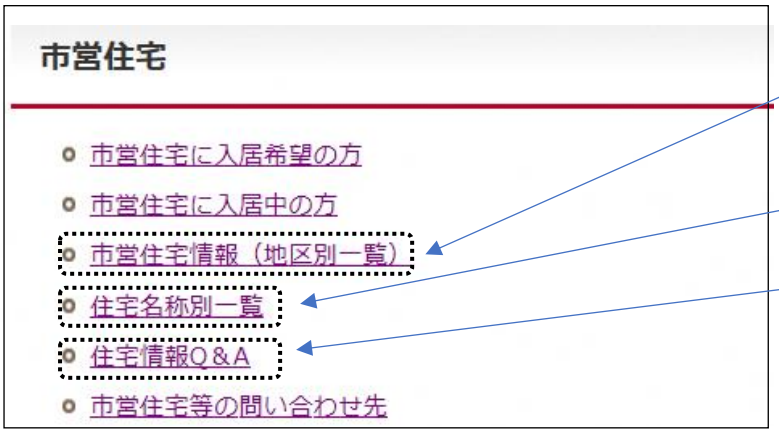

○ 市営住宅情報
・地区別一覧
地図上で鹿児島市を１０地区に分けて、地図を見ながら住宅を選択できます。
・住宅名称別一覧
市営住宅の名称から、住宅を選択できます。
・住宅情報Q&A
住宅情報を利用するにあたり、よくある質問を掲載しています。

○ 掲載情報
・所在地、管理棟数、管理戸数
・外観写真
・位置図、配置図
・棟ごとの建設年、構造、階数、家賃など

■ 鹿児島ｉマップとリンク
住宅ごとの掲載情報の中にある“位置図”は、鹿児島市の地図情報システム「ｉ マップ」とリンクしていますので、周辺の地理や施設を確認することができます。

■ 問い合わせ先
ご不明な点につきましては、市営住宅情報のページにある「住宅情報 Q&A」又は鹿児島市住宅課計画係（電話：０９９-２１６-１３６３）まで、お問い合わせください。

■ 鹿児島市営住宅所在地・公立小中学校区一覧表

令和４年４月１日現在

住宅名	所在地	小学校	中学校
辻ヶ丘	東坂元二丁目７～９・１１～１２・２０・４１番	坂元台小	坂元中
玉里団地	玉里団地三丁目４６～４７番	坂元小	坂元中
大明丘	大明丘三丁目５番	大明丘小	吉野中
天神山	吉野町８０７番地２１～２５	大明丘小	吉野中
柳町	柳町１～２・４番	清水小	清水中
皷川	皷川町５番４１号	清水小	清水中
ツインハウス南林寺	南林寺町２番１号	松原小	甲東中
下荒田	下荒田一丁目３７番	八幡小	天保山中
皆与志	皆与志町４１５５番地	皆与志小	河頭中
皆与志中組	皆与志町３３７２番地１・３５５９番地	皆与志小	河頭中
小山田名越	小山田町３５４０番地１・３７９７番地１	小山田小	河頭中
小山田塚田	小山田町２番地・６２番地・９２番地１	小山田小	河頭中
犬迫	犬迫町５８２８番地２	犬迫小	河頭中
花野	花野光ヶ丘二丁目８・１０番	花野小	緑丘中
西伊敷	西伊敷三丁目３５～３６・４０番	西伊敷小	緑丘中
	西伊敷七丁目２９・３２～３３・３５番		
日当平 日当平（改良）	下伊敷二丁目２１・２６・３０番	玉江小	伊敷中
下伊敷	下伊敷一丁目１５番	玉江小	伊敷中
西田	西田二丁目２９～３０番	西田小	城西中
武岡	武岡一丁目２番地１	武岡小	武岡中
	武岡二丁目２１～２４番地１・２６～２７番地１		
	武岡五丁目２９～３４番	武岡台小	
星ケ峯	星ケ峯一丁目１５～１６番	星峯東小	星峯中
	星ケ峯二丁目２６～２７番		
	星ケ峯四丁目３２・４２番	星峯西小	
	星ケ峯五丁目１４・４４番		
星ケ峯みなみ台	星ケ峯六丁目２・１７・２２・２３・４０・６３番地		
田上	広木二丁目２番	広木小	紫原中
紫原	紫原一丁目３～５・２０・２２・５６～５７番	紫原小	紫原中
	紫原二丁目５～６・８番		
	紫原六丁目１１～１２・１４番		
桜ケ丘	桜ケ丘四丁目１番地３	桜丘東小	桜丘中
皇徳寺	皇徳寺台四丁目２７～２８・３２・７４番	宮川小	皇徳寺中
真砂本町	真砂本町５番	鴨池小	鴨池中
鴨池新町	鴨池新町３３・３５番	鴨池小	鴨池中
三和	三和町１８・４２・７５～７６番	南小	南中
宇宿（六丁目）	宇宿六丁目１番	宇宿小	南中
宇宿（一丁目）	宇宿一丁目４０番	宇宿小	南中
宇宿（三丁目）	宇宿三丁目２９番	宇宿小	南中
小松原	小松原二丁目１６番７号	清和小	東谷山中
東谷山	東谷山一丁目２番２６号	東谷山小	東谷山中
柏原	谷山中央二丁目４１４９番地２	谷山小	谷山中
御所下	上福元町５８９０番地１	西谷山小	谷山中
錦江台	錦江台一丁目３８～４４・４６・６６番	錦江台小	和田中
錫山	下福元町９８１２番地２１	錫山小	錫山中
錫山西谷	下福元町１１５２８番地１	錫山小	錫山中

住宅名	所在地	小学校	中学校
錫山飛渡	下福元町９８１７番地１	錫山小	錫山中
平川	平川町３８５３番地・３８６５番地・３８７０番地	平川小	福平中
東佐多	東佐多町２２３４番地３・５	吉田小	吉田北中
東佐多（第2）	東佐多町１９７０番地２	吉田小	吉田北中
桑之丸	西佐多町８９９番地６	吉田小	吉田北中
高岡	東佐多町２６１９番地２	吉田小	吉田北中
梅ケ丸	本城町６３９番地５	本城小	吉田南中
大原	本名町１１３７番地１・４	本名小	吉田南中
本城	本城町１５３５番地２	本城小	吉田南中
宮之浦	宮之浦町９０３番地１	宮小	吉田南中
持木	持木町９５番地１・９８番地１	東桜島小	東桜島中
東桜島	東桜島町７４８番地１・８８４番地１	東桜島小	東桜島中
藤野	桜島藤野町１５０７番地１・３・１５０９番地	桜峰小	桜島中
西道	桜島西道町７番地１	桜峰小	桜島中
中尾	桜島藤野町１１９３番地２	桜峰小	桜島中
松浦	桜島松浦町１２番地	桜峰小	桜島中
西白浜	桜島白浜町１２４６番地５	桜峰小	桜島中
東白浜	桜島白浜町９６０番地１	桜峰小	桜島中
藤野（A）	桜島藤野町９７４番地１５	桜峰小	桜島中
二俣	桜島二俣町４０７番地３	桜峰小	桜島中
小池	桜島赤生原町５４番地１	桜洲小	桜島中
袴腰	桜島横山町１７２２番地１	桜洲小	桜島中
武	桜島武町１２００番地１	桜洲小	桜島中
長谷浜	桜島武町８２番地	桜洲小	桜島中
屋村台	春山町１６５０番地１８	春山小	松元中
入田	上谷口町９０１番地	松元小	松元中
松陽台	松陽台町４２番地２	松元小	松元中
直木	直木町４３４５番地１・４３６９番地１	東昌小	松元中
賦合	油須木町２６０番地	郡山小	郡山中
西俣	西俣町２９４０番地	郡山小	郡山中
甲突	郡山町２５５１番地	郡山小	郡山中
中福良	郡山町２５１７番地	郡山小	郡山中
南方	東俣町６７番地	南方小	郡山中
花尾	花尾町２２４番地	花尾小	郡山中
花尾（第2）	花尾町４５９番地４	花尾小	郡山中
花尾南迫	花尾町１３１番地１	花尾小	郡山中
瀬々串	喜入瀬々串町３１８４番地１２・３２５２番地１・３２５３番地１	瀬々串小	喜入中
中名	喜入中名町８４７番地１	中名小	喜入中
一倉	喜入一倉町１１２２５・１１２５９・１１３６１・５２５６番地	一倉小	喜入中
前之浜	喜入前之浜町７９７８・８３４１・８３５０～８３５１番地	前之浜小	喜入中
生見	喜入生見町６３５・２１６１・３６４４・３６４５番地	生見小	喜入中
ラメール中名	喜入中名町１０００番地２３・１０００番地４１	中名小	喜入中
喜入	喜入町８２３４番地４	喜入小	喜入中

■市営住宅位置図

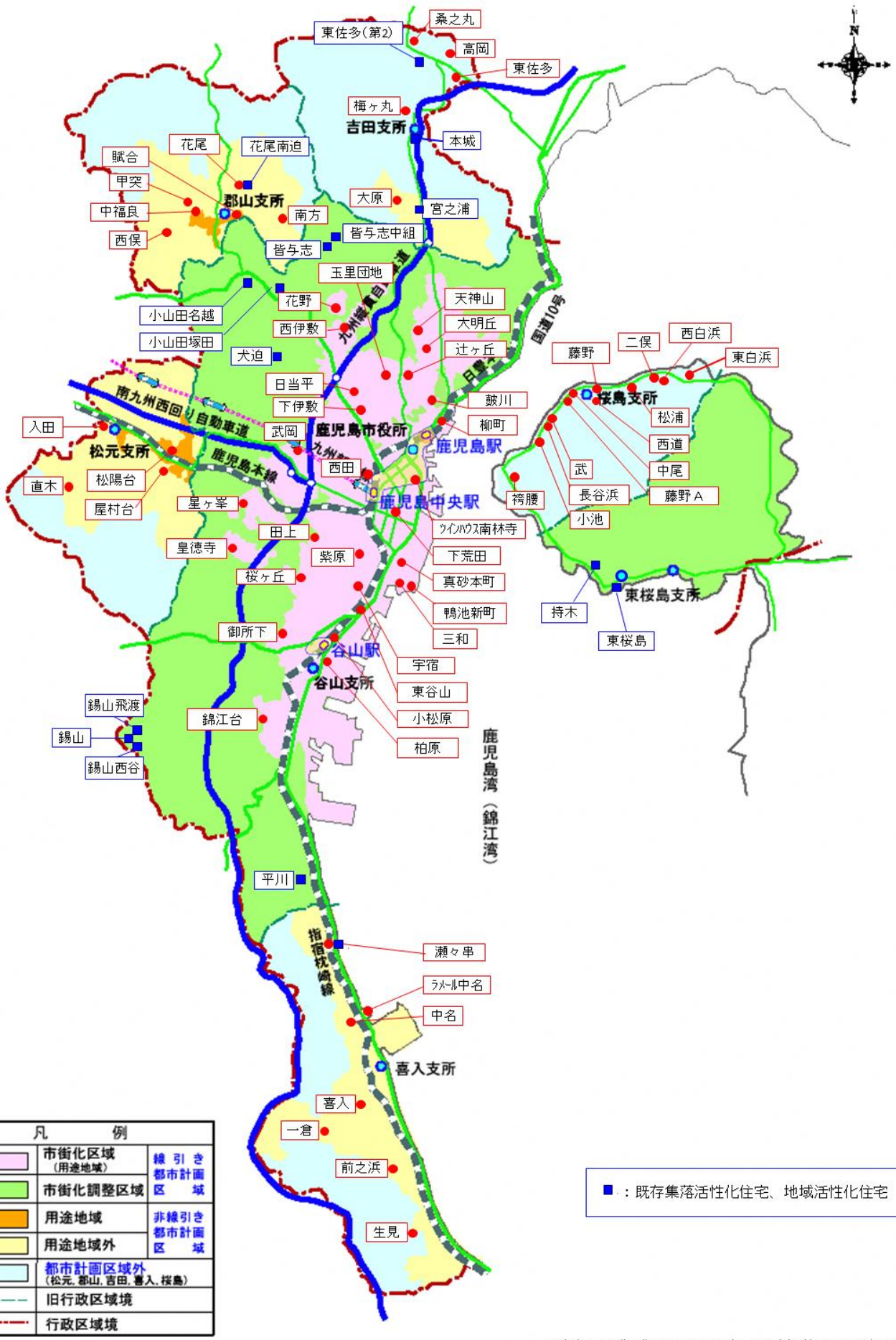

目安として作成しているため、正確な位置ではありません。